

京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>京都大学の名義並びに<u>京都大学マーク</u>、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の名義並びに<u>京都大学マーク</u>、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名義)</p> <p>第2条 本学の名義は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 京都大学</p> <p>(2) 京大</p> <p>(3) Kyoto University (<u>京都大学マーク</u>)</p> <p>第3条 <u>本学の京都大学マークの形状及び色彩は、別図第1のとおりとする。</u></p> <p>(エンブレム)</p> <p>第4条 本学のエンブレムの形状及び色彩は、<u>別図第2のとおりとする。</u></p> <p>(ロゴタイプ)</p> <p>第5条 本学のロゴタイプの形状及び色彩は、<u>別図第3のとおりとする。</u></p> <p>(スクールカラー)</p> <p>第6条 本学のスクールカラーは濃青とし、その色指定は<u>別図第4のとおりとする。</u></p> <p>(使用に関する総括)</p> <p>第7条 本学の名義並びに<u>京都大学マーク</u>、エンブレム及びロゴタイプ（以下「名義等」という。）の使用に関しては、広報担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第13条 使用者は、この規程及び別に定める使用上の<u>諸規定</u>並びに名義等使用の許可に付された条件を遵守しなければならない。</p> <p>(後略)</p>	<p>京都大学の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、京都大学（以下「本学」という。）の名義並びにエンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(名義)</p> <p>第2条</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>第3条 削除</p> <p>(エンブレム)</p> <p>第4条 本学のエンブレムの形状は、<u>別図第1のとおりとする。</u></p> <p>(ロゴタイプ)</p> <p>第5条 本学のロゴタイプの形状は、<u>別図第2のとおりとする。</u></p> <p>(スクールカラー)</p> <p>第6条 本学のスクールカラーは濃青とし、その色指定は<u>別図第3のとおりとする。</u></p> <p>(使用に関する総括)</p> <p>第7条 本学の名義並びにエンブレム及びロゴタイプ（以下「名義等」という。）の使用に関しては、広報担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第13条 使用者は、この規程及び別に定める使用上の<u>ルール</u>その他<u>諸規定</u>並びに名義等使用の許可に付された条件を遵守しなければならない。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成30年10月1日から施行する。</p>

別図第1 (略)

別図第2～第4 (略)

別図第1～第3 (別 添)

別図第1 本学のエンブレムは、クスノキをモチーフとした標章・記章をさす。

エンブレム
Kyoto University Emblem



別図第2 本学のロゴタイプは、「京都大学」及び「Kyoto University」を図案化した文字をさす。

ロゴタイプ縦組み
Kanji Logotype (Vertical)

京都大学

ロゴタイプ横組み
Kanji Logotype (Horizontal)

京都大学

英文ロゴタイプ
Logotype (English)

KYOTO UNIVERSITY

別図第3 スクールカラー

スクールカラー
University Color



PANTONE 281 C

(CMYK 参考値 : C100, M75, Y5, K35)

※スクールカラーの色指定は、一定条件下における参考値であるため、表示媒体、使用環境等を考慮の上、使用上のルール
その他諸規定に合わせ、数値を調整すること。